

第200700019018号
平成19年4月25日

社団法人鳥取県建設業協会会長
社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
社団法人鳥取県造園建設業協会会長
社団法人鳥取県管工事業協会会長
社団法人鳥取県電業協会会長
部落解放鳥取県企業連合理事長
鳥取県技能士連合会長

} 様

鳥取県県土整備部長

鳥取県土木工事監督基準及び鳥取県土木工事監督マニュアルの一部改定について（通知）

このことについて、別添のとおり一部改定し、平成19年5月1日以降起工決裁する工事から適用することとしましたので通知します。

○改定概要

- ・鳥取県土木工事共通仕様書の改定に伴う工種名称及び条項の変更。
- ・自社施工の現地確認について「ほ装単独工事」を「県土整備部自社施工監督要領の対象工事」に変更。

（問い合わせ先）

技術企画課

担当：技術調査係 澤

電話：0857-26-7410

ファクシミリ：0857-24-7460

鳥取県土木工事監督基準 新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(目的) 第 1 条 この基準は、鳥取県<u>県土整備部</u>及び<u>各</u>総合事務所県土整備局の発注する土木工事に係る請負契約の適正な履行を確保するため必要となる監督事項を定めることにより、監督業務の適正な実施を図ることを目的とする。 (監督の実施) 第 5 条 監督員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討の上監督を実施するものとする。 なお、関連図書及び条項の欄の「契」は、契約書を示し、「共」は、土木工事共通仕様書を示す。			(目的) 第 1 条 この基準は、鳥取県<u>土木部</u>及び<u>鳥取県日野</u>総合事務所県土整備局の発注する土木工事に係る請負契約の適正な履行を確保するため必要となる監督事項を定めることにより、監督業務の適正な実施を図ることを目的とする。 (監督の実施) 第 5 条 監督員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討の上監督を実施するものとする。 なお、関連図書及び条項の欄の「契」は、契約書を示し、「共」は、土木工事共通仕様書を示す。		
条 項	内 容	関連図書及び条項	条 項	内 容	関連図書及び条項
1 . 契約の履行の確保			1 . 契約の履行の確保		
(1)契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。 一 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 二 施工体制台帳及び施工体系図の整備 三 その他契約の履行上必要な事項	契 第 10 条 共 第 1 編 1-1-2 共 第 1 編 1-1- <u>10</u>	(1)契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。 一 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 二 施工体制台帳及び施工体系図の整備 三 その他契約の履行上必要な事項	契 第 10 条 共 第 1 編 1-1-2 共 第 1 編 1-1- <u>13</u>
(2)施工計画書の受理	請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共 第 1 編 1-1- <u>4</u>	(2)施工計画書の受理	請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共 第 1 編 1-1- <u>6</u>
(3)契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。	契 第 9 条 共 第 1 編 1-1- <u>6</u>	(3)契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。	契 第 9 条 共 第 1 編 1-1- <u>8</u>
(4)～(6) 略			(4)～(6) 略		
(7)工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進を指示する。	契 第 11 条 共 第 1 編 1-1- <u>24</u>	(7)工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進を指示する。	契 第 11 条 共 第 1 編 1-1- <u>30</u>
(8)工期変更協議の対象通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果を通知する。	共 第 1 編 1-1- <u>15</u>	(8)工期変更協議の対象通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果を通知する。	共 第 1 編 1-1- <u>18</u>
(9)1)及び 2) 略			(9)1)及び 2) 略		
3)不可抗力による損害の調査及び報告	天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当職員に報告する。 2 略	契 第 29 条 共 第 1 編 1-1- <u>38</u>	3)不可抗力による損害の調査及び報告	天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当職員に報告する。 2 略	契 第 29 条 共 第 1 編 1-1- <u>44</u>

4) 略				4) 略			
5)部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当職員へ報告する。	契 第 33 条 共 第 1 編 1-1- <u>22</u>		5)部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当職員へ報告する。	契 第 33 条 共 第 1 編 1-1- <u>28</u>	
6)～8) 略				6)～8) 略			
2 . 施工状況の確認等				2 . 施工状況の確認等			
(1)事前調査等	次の各号に定める事前調査業務を必要に応じで行う。 一 工事基準点の指示 二 略 三 支給（賃与）品の確認 四 略 五 請負者が行う官公庁等への届出の把握 六 工事区域用地の把握 七 略	共 第 1 編 1-1- <u>37</u> 共 第 1 編 1-1- <u>16</u> 共 第 1 編 1-1- <u>35</u> 契 第 16 条 共 第 1 編 1-1- <u>7</u>		(1)事前調査等	次の各号に定める事前調査業務を必要に応じで行う。 一 工事基準点の指示 二 略 三 支給（賃与）品の確認 四 略 五 請負者が行う官公庁等への届出の把握 六 工事区域用地の把握 七 略	共 第 1 編 1-1- <u>42</u> 共 第 1 編 1-1- <u>19</u> 共 第 1 編 1-1- <u>40</u> 契 第 16 条 共 第 1 編 1-1- <u>10</u>	
(2)指定材料の確認	設計図書において監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督員の立会の上調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の試験立会又は確認する。	契 第 13～14 条 共 <u>第 3 編 1-1-6</u>		(2)指定材料の確認	設計図書において監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督員の立会の上調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の試験立会又は確認する。	契 第 13～14 条 共 <u>第 1 編 1-1-22</u>	
(3)～(5) 略				(3)～(5) 略			
(6)自社施工の現地確認	<u>県土整備部自社施工監督要領（平成 16 年 7 月 22 日付企防第 184 号県土整備部長通知）による</u> 自社施工が行われているか <u>通知技術者等</u> を現地で確認する。			(6)自社施工の現地確認	<u>ほ装単独工事において</u> 自社施工が行われているか <u>登録職員等</u> を現地で確認する。		
(7)工事施工状況の把握	主要な工種について別表 2 に基づき適宜臨場等により施工状況 <u>を</u> 把握する。			(7)工事施工状況の把握	主要な工種について別表 2 に基づき適宜臨場等により施工状況 <u>の</u> 把握する。		
(8)～3.(2) 略				(8)～3.(2) 略			
4 . 監督員のその他の業務				4 . 監督員のその他の業務			
(1)現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	共 第 1 編 1-1- <u>17</u>		(1)現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	共 第 1 編 1-1- <u>20</u>	
(2)臨機の措置	<u>自然的又は人為的な事象に伴い、工事目的物の品質・出来形確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められる</u> ときは、請負者に対し臨機の措置を求める。	契 第 26 条 共 <u>第 1 編 1-1-41</u>		(2)臨機の措置	<u>災害防止その他工事の施工上特に必要があると認める</u> ときは、請負者に対し臨機の措置を求める。	契 第 26 条	
(3)事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、本庁担当課及び契約担当職員に報告する。	共 第 1 編 1-1- <u>29</u>		(3)事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、本庁担当課及び契約担当職員に報告する。	共 第 1 編 1-1- <u>35</u>	

(4)工事成績の評定	<u>工事成績評定要領（平成 19 年 3 月 30 日付第 200600199714 号行政監察監通知）</u> に基づき、工事成績の評定を行う。	
(5)工事完成検査等の立会	原則として主任監督員及び一般監督員は、工事の完成、既済の各段階における工事検査に立会する。	共 第 1 編 1-1- <u>20</u>
(6)検査日の通知	工事検査に先立って請負者に対して検査日を通知する。	共 第 1 編 1-1- <u>20</u>
(7) 略		

(4)工事成績の評定	<u>工事成績の採点方法について（昭和 4 8 年 7 月 1 8 日付発検第 6 号）</u> に基づき、工事成績の評定を行う。	
(5)工事完成検査等の立会	原則として主任監督員及び一般監督員は、工事の完成、既済の各段階における工事検査に立会する。	共 第 1 編 1-1- <u>25</u>
(6)検査日の通知	工事検査に先立って請負者に対して検査日を通知する。	共 第 1 編 1-1- <u>25</u>
(7) 略		

別表 1 段階確認一覧

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 頻 度
略				
固 結 工	粉体噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般：１回／２００本
	高圧噴射攪拌	施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	重点：１回／１００本
	<u>スラリー攪拌</u> 生石灰パイル			
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：１回／２０本 重点：１回／１０本
略				
砂防 <u>堰堤</u>		法線設置完了時	法線設置状況	１回／１法線
略				
重要構造物 現場打擁壁、函渠、 暗渠、水門、堰、 床固、魚道、 砂防 <u>堰堤</u> 、 現場打 <u>函渠</u> など		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	１回／土（岩）質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	１回／１構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：３０％／１ロット 重点：６０％／１ロット
		築立完了時	設計図書との対比	１回／１構造物
略				
<u>ホーステンション桁</u> 製作工 プレキャスト <u>セグメント主</u> 桁組立工 プレビーム桁製作工 PC 桁スラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁製作工 床版・横組		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：５％／総ケーブル数 重要：１０％／総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般：１０％／総ケーブル数 重要：２０％／総ケーブル数
		PC 鋼線・鉄筋組立完了時（工場製作を除く）	使用材料、設計図書との対比	一般：３０％／１構造物 重点：６０％／１構造物
略				
<u>橋梁床版工</u>	橋梁耐震補強（アンカーボルト）	施工前	既設構造物の配筋状況	１回／１構造物
		削孔後	削孔長	一般：３０％ 重点：６０％
		定着後	定着長（超音波探傷器）	一般：３０％ 重点：６０％
<u>県土整備部自社施工監督要領の対象工事</u>		<u>県土整備部自社施工監督要領による。</u>		

別表 1 段階確認一覧

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 頻 度
略				
固 結 工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 <u>セメントミルク攪拌</u> 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：１回／２００本 重点：１回／１００本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：１回／２０本 重点：１回／１０本
	<u>舗装工</u>	<u>上層路盤、基層、 表層</u>	<u>舗装時</u>	<u>自社施工確認</u>
略				
<u>砂防ダム</u>		法線設置完了時	法線設置状況	１回／１法線
略				
重要構造物 現場打擁壁、函渠、 暗渠、水門、堰、 床固、魚道、 砂防ダム、 現場打カルバートなど		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	１回／土（岩）質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	１回／１構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：３０％／１ロット 重点：６０％／１ロット
		築立完了時	設計図書との対比	１回／１構造物
略				
<u>ホーステンション T(I)桁</u> 製作工 プレキャスト <u>フロック</u> 桁組立工 プレビーム桁製作工 PC 桁スラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁製作工 床版・横組		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：５％／総ケーブル数 重要：１０％／総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締作業導入完了時	設計図書との対比	一般：１０％／総ケーブル数 重要：２０％／総ケーブル数
		PC 鋼線・鉄筋組立完了時（工場製作を除く）	使用材料、設計図書との対比	一般：３０％／１構造物 重点：６０％／１構造物
略				
<u>橋梁修繕工</u>	橋梁耐震補強（アンカーボルト）	施工前	既設構造物の配筋状況	１回／１構造物
		削孔後	削孔長	一般：３０％ 重点：６０％
		定着後	定着長（超音波探傷器）	一般：３０％ 重点：６０％

別表 2 施工状況把握一覧

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
重要構造物 現場打擁壁、 函渠、暗渠、 水門、堰、 床固、魚道、 躯体工 砂防 <u>堰堤</u> 現場打 <u>函渠</u> ケーソン		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温等	一般：１回／１構造物 重点：１回／１ロット
略				
<u>ホーステンション桁製作工</u> プレキャスト <u>セグメント主</u> 桁組 立工 プレビーム桁製作工 PC 桁スラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁製作工 床版・横組		コンクリート打設時 （工場製作を除く）	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温等	一般：１回／１構造物 重点：１回／１ロット
略				

注） 略

別紙 1

重点監督工事

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。

なお、対象工事は下記のア～エのとおりとし、発注時に定める。

記

- ア～ウ 略
- エ その他
- ・鳥取県県土整備部建設工事低入札価格調査制度対象工事
 - ・総合事務所長等が必要と認めた工事
 - ・防災幹線道路ネットワーク上の橋梁工事及び橋梁修繕工事
- （防災幹線道路ネットワークは「鳥取県地域防災計画（鳥取県防災会議作成）」で指定されたルート）

附 則

この基準は、平成１９年５月１日から施行する。

別表 2 施工状況把握一覧

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
重要構造物 現場打擁壁、 函渠、暗渠、 水門、堰、 床固、魚道、 躯体工 砂防 <u>ダム</u> 現場打 <u>カルバート</u> ケーソン		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温等	一般：１回／１構造物 重点：１回／１ロット
略				
<u>ホーステンションT(1)桁製作工</u> プレキャスト <u>ブロック</u> 桁組立 工 プレビーム桁製作工 PC 桁スラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁製作工 床版・横組		コンクリート打設時 （工場製作を除く）	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温等	一般：１回／１構造物 重点：１回／１ロット
略				

注） 略

別紙 1

重点監督工事

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。

なお、対象工事は下記のア～エのとおりとし、発注時に定める。

記

- ア～ウ 略
- エ その他
- ・鳥取県土木部建設工事低入札価格調査制度対象工事
 - ・土木事務所長等が必要と認めた工事
 - ・防災幹線道路ネットワーク上の橋梁工事及び橋梁修繕工事
- （防災幹線道路ネットワークは「鳥取県地域防災計画（鳥取県防災会議作成）」で指定されたルート）

鳥取県土木工事監督基準

（目的）

第 1 条 この基準は、鳥取県県土整備部及び各総合事務所県土整備局の発注する土木工事に係る請負契約の適正な履行を確保するため必要となる監督事項を定めることにより、監督業務の適正な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この基準において「監督」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項及び鳥取県建設工事執行規則（昭和 48 年 11 月 21 日鳥取県規則第 66 号）に規定する工事請負契約の適正な履行を確保するため必要な行為をいう。

2 この基準において「監督員」とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称していい、「監督員等」とは、監督員及び監督補助員を総称していう。

3 第 1 項に規定する必要な行為とは、指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会及び把握を総称していう。

一 指示

監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

二 承諾

契約図書で明示した事項で、請負者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。

三 協議

書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。

四 通知

監督員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

五 受理

契約図書に基づき請負者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。

六 確認

契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは請負者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。

七 把握

監督員等が臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではない。

八 立会

契約図書に示された項目について、監督員等が臨場し、内容を確認することをいう。

（監督業務の分類）

第3条 監督業務は、総括監督業務、主任監督業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 総括監督業務

- ア 工事請負契約書（昭和48年11月22日付発管第385号）に基づく契約担当職員（鳥取県会計規則（昭和39年3月30日鳥取県規則第11号）第110条に規定する職員をいう。）の権限とされる事項のうち契約担当職員が必要と認めて委任したものの処理
- イ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当職員に対する報告
- ウ 主任監督業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理

二 主任監督業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- イ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理
- ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督職員に対する報告
- エ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図書等で重要なものの作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で重要なものの承諾
- オ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理
- カ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務の掌理

三 一般監督業務

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議の処理
- イ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整の処理
- ウ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督業務を担当する監督職員に対する報告
- エ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図書等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾
- オ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施

2 前項に規定する重要なものの判断は、総括監督職員が決定する。

（監督員の指定）

第4条 総括監督員は当該工事を担当する課長又は相当職、主任監督員は工事を担当する主幹又は副主幹、一般監督員は主任又は土木技師とする。

（監督の実施）

第5条 監督員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討の上監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄の「契」は、契約書を示し、「共」は、土木工事共通仕様書を示す。

条項	内容	関連図書及び条項
1．契約の履行の確保		
(1)契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。 一 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 二 施工体制台帳及び施工体系図の整備 三 その他契約の履行上必要な事項	契 第10条 共 第1編 1-1-2 共 第1編 1-1- <u>10</u>
(2)施工計画書の受理	請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共 第1編 1-1- <u>4</u>
(3)契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。	契 第9条 共 第1編 1-1- <u>6</u>
(4)条件変更に関する確認、調査、検討、通知	契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当職員の承認を受なければならない。 2 前項の調査結果を請負者に通知（指示する必要があるとき、当該指示を含む）する。	契 第18条 共 第1編 1-1-3
(5)変更設計図書及び数量等の作成	一般的な変更設計図書及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第18条 共 第1編 1-1-3
(6)関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示する。	契 第2条

条項	内容	関連図書及び条項
(7) 工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進を指示する。	契 第 11 条 共 第 1 編 1-1- <u>24</u>
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果を通知する。	共 第 1 編 1-1- <u>15</u>
(9) 契約担当職員への報告		
1) 工事の中止、工期の延長の検討及び報告	工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当職員へ報告する。 2 請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当職員へ報告する。	契 第 20 条 契 第 15 条 契 第 17 ~ 21 条 契 第 43 条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合はその原因、損害の状況等を調査し、発注者の責めに帰する理由及び損害物の請求内容を審査し、契約担当職員に報告する。	契 第 27 条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当職員に報告する。 2 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当職員へ報告する。	契 第 29 条 共 第 1 編 1-1- <u>38</u> 契 第 29 条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当職員に報告する	契 第 28 条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当職員へ報告する。	契 第 33 条 共 第 1 編 1-1- <u>22</u>
6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、出来形内訳書の審査及び既済部分出来形検定書の作成を行い契約担当職員に報告する。	契 第 37 条
7) 工事関係者に関する措置要求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負者等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当職員への措置要求を行う。	契 第 12 条

条項	内容	関連図書及び条項
8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	契約書第 46 条次の各号に該当し契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当職員に対し措置要求を行う。 2 請負人から契約解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当職員へ報告する。 3 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来形検定書の作成を行い、契約担当職員へ報告する。	契 第 46 条 契 第 47 条 契 第 48 条 契 第 49 条
2 . 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	次の各号に定める事前調査業務を必要に応じて行う。 一 工事基準点の指示 二 既設構造物の確認 三 支給（賃与）品の確認 四 事業損失防止家屋調査の立会 五 請負者が行う官公庁等への届出の把握 六 工事区域用地の把握 七 その他必要な事項	共 第 1 編 1-1-<u>37</u> 共 第 1 編 1-1-<u>16</u> 共 第 1 編 1-1-<u>35</u> 契 第 16 条 共 第 1 編 1-1-<u>7</u>
(2) 指定材料の確認	設計図書において監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督員の立会の上調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の試験立会又は確認する。	契 第 13～14 条 共 第 <u>3</u> 編 1-1-<u>6</u>
(3) 工事施工の立会	設計図書において、監督員の立会の上施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会する。	契 第 14 条
(4) 工事施工状況の段階確認	設計図書に示された施工段階において別表 1 に基づき臨場等により確認する。	
(5) 施行体制の確認	施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を確認する。 一 施工体制台帳の備え付け施行体系図の掲示 二 施工体制台帳の内容及び添付書類 三 主任技術者、現場代理人の実質的な関与の状況 四 各標識等の掲示 五 建退共制度の導入、適切な履行の確認	

条項	内容	関連図書及び条項
(6) 自社施工の現地確認	六 下請契約以外の外注工事の有無 <u>県土整備部自社施工監督要領（平成 16 年 7 月 22 日付企防第 184 号県土整備部長通知）</u> による自社施工が行われているか <u>通知技術者</u> 等を現地で確認する。	
(7) 工事施工状況の把握	主要な工種について別表 2 に基づき適宜臨場等により施工状況 <u>を</u> 把握する。	
(8) 改造請求及び破壊による確認	監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改造を指示する。 2 契約書第 13 条第 2 項若しくは第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して確認する。	契 第 9 条 契 第 17 条
(9) 支給材料及び貸与品の確認、引渡	設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当職員が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡を行う。 2 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料又は貸与品を契約担当職員と打合せの上、引渡等の措置を行う。	契 第 15 条
3 . 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議、調整	工事に関して関係機関との協議調整等における必要な措置を行う。	
4 . 監督員のその他の業務		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	共 第 1 編 1-1- <u>17</u>
(2) 臨機の措置	<u>自然的又は人為的な事象に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは</u> 、請負者に対し臨機の措置を求める。	契 第 26 条 共 <u>第 1 編 1-1-41</u>
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、本庁担当課及び契約担当職員に報告する。	共 第 1 編 1-1- <u>29</u>

条項	内容	関連図書及び条項
(4)工事成績の評定	<u>工事成績評定要領（平成 19 年 3 月 30 日付第 200600199714 号行政監察監通知）</u> に基づき、工事成績の評定を行う。	
(5)工事完成検査等の立会	原則として主任監督員及び一般監督員は、工事の完成、既済の各段階における工事検査に立会する。	共 第 1 編 1-1- <u>20</u>
(6)検査日の通知	工事検査に先立って請負者に対して検査日を通知する。	共 第 1 編 1-1- <u>20</u>
(7)工事記録	工事打合せ簿により、監督経緯を明らかにする。	

附 則

この基準は、平成 1 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 9 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1

段階確認一覧

1 / 3

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
出来形測量結果		完成時	中心線、横断、測量標（基準点、仮 BM）、用地境界等	一般：10% （延長 200m 以下の場合は 2 箇所） 重点：30%
着工前測量結果		着工前	測量標（基準点、仮 BM）、工事用多角点、用地境界、中心線等	1 回 / 1 工事
指定仮設		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1 回 / 1 工事
共通的工種	道路改良	施工時	幅 W_1 、 W_2 、 W_3	一般：10% （延長 200m 以下の場合は 2 箇所） 重点：30%
	護岸工 流路工	施工時	幅 W_1 、 W_2	一般：10% （延長 200m 以下の場合は 2 箇所） 重点：30%
掘削工（切土工） 河川、道路、海岸、砂防、公園		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1 回 / 土（岩）質の変化毎
地盤改良	置換工	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤力	1 回 / 1 構造物
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルドーリング実施時	ブルドーリング実施状況	1 回 / 1 工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1 回 / 1 工事 重点：1 回 / 1 2 0 m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1 回 / 2 0 0 本 重点：1 回 / 1 0 0 本
		施工完了時	基準高、杭径	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1 回 / 2 0 0 本 重点：1 回 / 1 0 0 本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 スラリー攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1 回 / 2 0 0 本 重点：1 回 / 1 0 0 本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1 回 / 2 0 本 重点：1 回 / 1 0 本
矢板工 （仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	一般：1 回 / 1 5 0 枚 重点：1 回 / 1 0 0 枚
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H 鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	一般：1 回 / 1 0 本 重点：1 回 / 5 本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中堀杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
場所打杭工	リブス杭 オールシング杭 アースリブ杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
深礎工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質変化位置	1回 / 土（岩）質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回 / 3本 重点：全数
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回 / 1本
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	一般：1回 / 3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	
舗装工	上層路盤、基層、表層	舗装時	自社施工確認	一般：1回 / 1工事 重点：2回以上 / 1工事
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
護岸工	法覆工（覆土工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1工事
重要構造物 現場打擁壁、函渠、 暗渠、水門、堰、 床固、魚道、 砂防堰堤、 現場打函渠など		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回 / 土（岩）質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回 / 1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30% / 1ポイント 重点：60% / 1ポイント
		築立完了時	設計図書との対比	1回 / 1構造物
躯体工 橋台、橋脚		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回 / 土（岩）質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回 / 1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30% / 1ポイント 重点：60% / 1ポイント
		築立完了時	設計図書との対比	1回 / 1構造物
		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回 / 1構造物
アンカー工		削孔時	土（岩）質変化位置、 削孔角度、位置	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		削孔完了時	削孔長さ、削孔径	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		アンカー体組立時	使用材料	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		グラウト注入時	使用材料、配合、 加圧量、注入量	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		緊張時	緊張力、定着力	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30% / 1構造物 重点：60% / 1構造物
鋼橋上部工 桁製作工 横断歩道橋製作工		仮組立完了時（仮組立が省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	1回 / 1構造物
ポストテンション桁製作工 プレキャスト主桁組立工 プレキャスト桁製作工 PC和スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組		プレストレス導入完了時	設計図書との対比	一般：5% / 総ケーブル数 重要：10% / 総ケーブル数
		横締め作業完了時		
		プレストレス導入完了時	設計図書との対比	一般：10% / 総ケーブル数 重要：20% / 総ケーブル数
		縦締め作業導入完了時		
		PC鋼線・鉄筋組立完了時（工場製作を除く）	使用材料、設計図書との対比	一般：30% / 1構造物 重点：60% / 1構造物

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の頻度
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）	吹き付けコンクリート厚	1 回 / 支保工変化毎
ロックボルト工		支保工完了時 （支保工変化毎）	ロックボルト打込本数及び長さ	1 回 / 支保工変化毎
トンネル覆工		施工時（構造の変化時）	設計図書との対比	1 回 / 構造の変化毎
トンネル内部分工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1 回 / 構造の変化毎
マット工		施工時	使用材料	1 回 / 1 構造物
ケーソン工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	一般：30％ / 1 構造物 重点：60％ / 1 構造物
		曳航前	設計図書との対比	1 回 / 1 構造物
橋梁床版工	橋梁耐震補強 （アンカボルト）	施工前	既設構造物の配筋状況	1 回 / 1 構造物
		削孔後	削孔長	一般：30％ 重点：60％
		定着後	定着長 （超音波探傷器）	一般：30％ 重点：60％
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	
県土整備部自社施工監督要領の対象工事		県土整備部自社施工監督要領による。		

注) 表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ設定することとする。

なお、1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

また、一般とは一般監督工事であり重点監督以外の工事。

重点とは重点監督工事であり対象工事は、別紙1による。

別表 2

施工状況把握一覧

1 / 1

種 別	細 別	把握時期	把握項目	把握の頻度
重要構造物 現場打擁壁、 函渠、暗渠、 水門、堰、 床固、魚道、 躯体工 砂防堰堤 現場打函渠 ケーソン		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温等	一般：1回 / 1 構造物 重点：1回 / 1 ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温等	一般：1回 / 1 構造物 重点：1回 / 1 ロット
場所打杭工	リバース杭 オールシング杭 アースリール杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温等	一般：1回 / 10 本 重点：1回 / 5 本
アンカー工		緊張時	グラウトの強度	一般：1回 / 10 本 重点：1回 / 5 本
ボーステンション桁製作工 プレキャストセグメント主桁組立 工 プレフォーム桁製作工 PC 和スラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁製作工 床版・横組		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温等	一般：1回 / 1 構造物 重点：1回 / 1 ロット
トンネル工		施工時(支保工変化毎)	施工状況	1回 / 支保工変化毎
盛土工 河川、道路、 海岸、砂防、 公園		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回 / 1 工事 重点：2～3回 / 1 工事
路体盛土工 路床盛土工		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回 / 1 工事 重点：2～3回 / 1 工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度 目地金物、鉄網の状況	一般：1回 / 1 工事 重点：1回 / 3000 m ²
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況、	1回 / 1 工事
		施工時	使用材料、使用量、 天候、気温	1回 / 1 工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回 / 1 工事
路上再生路盤工		舗装時	使用材料、施工状況	一般：1回 / 1 工事 重点：1回 / 3000 m ²
路上表層再生工		舗装時	添加材料、施工状況 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度 目地金物、鉄網の状況	一般：1回 / 1 工事 重点：1回 / 3000 m ²
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める	

注) 表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案のうえ設定することとする。

なお、1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

また、一般とは一般監督工事であり重点監督以外の工事。

重点とは重点監督工事であり対象工事は、別紙1による。

重点監督工事

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。

なお、対象工事は下記のア～エのとおりとし、発注時に定める。

記

ア 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・技術活用パイロット工事

イ 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び最大支間長 50 m以上の橋梁工事
- ・掘削深さ 7 m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
- ・砂防ダム（堤体高 15 m以上）
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・ハイピア（躯体高 30 m以上）
- ・その他これらに類する工事

ウ 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予測される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
- ・その他これらに類する工事

エ その他

- ・鳥取県県土整備部建設工事低入札価格調査制度対象工事
- ・総合事務所長等が必要と認めた工事
- ・防災幹線道路ネットワーク上の橋梁工事及び橋梁修繕工事
（防災幹線道路ネットワークは「鳥取県地域防災計画（鳥取県防災会議作成）」で指定されたルート）

参考

監督体制一覧表

業 務 内 容	監 督 員		
	総括監督員	主任監督員	一般監督員
工事請負契約書に基づく契約担当職員の権限とされる事項のうち契約担当職員が必要と認めて委任したものの処理	○	—	—
契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議		○ 重要なもの	○
関連する２以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整		○ 重要なもの	○
工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当職員に対する報告	○ 契約担当職員に対する報告	○ 総括監督員に対する報告	○ 主任監督員に対する報告
契約関係図書に基づく工事の実施のための詳細図書等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書の承諾	—	○ 重要なもの	○
契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施	—	○ 重要なもの	○
監督の指揮・監督	○ 主任及び一般監督員の指揮監督	○ 一般監督員の指揮監督	—
監督業務の掌理	○ 総括、主任、一般監督業務	○ 主任、一般監督業務	○ 一般監督業務

注) 重要なもの及び軽易なものの判断は、総括監督員が行う。

契約担当職員とは、所長を示す。

鳥取県土木工事監督マニュアル

平成19年5月

目 次

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1 - 1 - 1 - <u>19</u>	<u>工事完成図</u>	1
1 - 1 - 1 - <u>37</u>	<u>工事測量</u>	1

第2章 土 工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

1 - <u>2</u> - 3 - 2	掘削工	1
1 - <u>2</u> - 3 - 3	盛土工	1

第4節 道路土工

1 - <u>2</u> - 4 - 2	掘削工	1
1 - <u>2</u> - 4 - 3	路体盛土工	2
1 - <u>2</u> - 4 - 4	路床盛土工	2

第3章 無筋、鉄筋コンクリート

第7節 鉄筋工

1 - <u>3</u> - <u>7</u> - <u>4</u>	組立て	2
------------------------------------	-----	---

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第3節 共通的工種

<u>3</u> - <u>2</u> - <u>3</u> - <u>1</u>	一般事項（道路改良、護岸工・流路工）	3
<u>3</u> - <u>2</u> - 3 - 3	作業土工（床掘り、埋戻し）	3
<u>3</u> - <u>2</u> - 3 - 4	矢板工（綱矢板）	3

第4節 基礎工

<u>3</u> - <u>2</u> - 4 - 3	基礎工（護岸）	4
<u>3</u> - <u>2</u> - 4 - 4	既製杭工	4
<u>3</u> - <u>2</u> - 4 - 5	場所打杭工	5
<u>3</u> - <u>2</u> - 4 - 6	深礎工	5

第6節 一般舗装工

<u>3</u> - <u>2</u> - 6 - 5	アスファルト舗装工	6
<u>3</u> - <u>2</u> - 6 - 6	コンクリート舗装工	6

第7節 地盤改良工

<u>3</u> - <u>2</u> - 7 - 2	路床安定処理工	6
<u>3</u> - <u>2</u> - 7 - 3	置換工	7
<u>3</u> - <u>2</u> - 7 - 4	表層安定処理工	7
<u>3</u> - <u>2</u> - 7 - 6	サンドマット工	7
<u>3</u> - <u>2</u> - 7 - 7	バーチカルドレーン工	7
<u>3</u> - <u>2</u> - 7 - 8	締固め改良工	7
<u>3</u> - <u>2</u> - 7 - 9	固結工	8

第4編 河川編

第1章 築堤・護岸

法線	8
第3節 護岸基礎工	
<u>4</u> - 1 - 3 - 3 基礎工	8
第4節 矢板護岸工	
<u>4</u> - 1 - 4 - 4 矢板工	8
第5節 法覆護岸工	
<u>4</u> - 1 - 5 - 1 一般事項	8
第6節 擁壁護岸工	
<u>4</u> - 1 - 6 - 3 場所打擁壁工	9
第7節 根固め工	
<u>4</u> - 1 - 7 - 3 根固めブロック工	9

第3章 樋門・樋管

第3節	樋門・樋管本体工		
<u>4</u>	- 3 - 3—6	函渠工	9
<u>4</u>	- 3 - 3 - 7	翼壁工	9
第5節	水路工		
<u>4</u>	- 3 - 5 - <u>5</u>	暗渠工	9

第4章 水門

第8節 橋梁現場塗装工	
4 - 4 - 8—2 現場塗装工	9

第5章 堰

第4節 可動堰本体工

<u>4</u> - 5 - 4 - 8	床版工	10
<u>4</u> - 5 - 4 - 9	堰柱工	10
<u>4</u> - 5 - 4 - 10	門柱工	10
<u>4</u> - 5 - 4 - 11	ゲート操作台工	10
<u>4</u> - 5 - 4 - 12	水叩工	10
<u>4</u> - 5 - 4 - 13	閘門工	10
<u>4</u> - 5 - 4 - 14	土砂吐工	10

第5節 固定堰本体工

<u>4</u> - 5 - 5 - 8	堰本体工	10
<u>4</u> - 5 - 5 - 9	水叩工	10
<u>4</u> - 5 - 5 - 10	土砂吐工	10

第6節 魚道工

<u>4</u> - 5 - 6 - 3	魚道本体工	10
----------------------	-------	----

第7章 床止め・床固め

第3節 床止め工

<u>4</u> - 7 - 3 - 6	本体工	10
----------------------	-----	----

第5編 河川海岸編

第1章 堤防・護岸

第3節 護岸基礎工

<u>5</u> - 1 - 3 - <u>4</u>	捨石工	10
<u>5</u> - 1 - 3 - <u>5</u>	場所打コンクリート工	10
<u>5</u> - 1 - 3 - <u>6</u>	海岸コンクリートブロック工	10
<u>5</u> - 1 - 3 - <u>8</u>	基礎工	10

第4節 護岸工

<u>5</u> - 1 - 4 - 3	石積（張）工	10
<u>5</u> - 1 - 4 - 4	海岸コンクリートブロック工	10

第5節 擁壁工

<u>5</u> - 1 - <u>5</u> - <u>3</u>	<u>場所打擁壁工</u>	・10
------------------------------------	---------------	-----

第7節 波返工

<u>5</u> - 1 - <u>7</u> - 3	波返工	10
-----------------------------	-----	----

第8節 裏法被覆工

<u>5</u> - 1 - <u>8</u> - 2	<u>石積（張）工</u>	11
<u>5</u> - 1 - <u>8</u> - 3	コンクリートブロック工	11

第2章 突堤・人工岬

第5節 根固め工

5 - 2 - 5 - 2 捨石工 11

5 - 2 - 5 - 3 根固めブロック工 11

第6節 消波工

5 - 2 - 6 - 2 捨石工 11

5 - 2 - 6 - 3 消波ブロック工 11

第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）

第3節 海域堤基礎工

5 - 3 - 3 - 3 捨石工 11

第4節 海域堤本体工

5 - 3 - 4 - 2 捨石工 11

5 - 3 - 4 - 3 海岸コンクリートブロック工 11

第6編 砂防編

第1章 砂防堰堤

法線 11

第3節 工場製作工

6 - 1 - 3 - 5 工場塗装工 11

第6節 コンクリート堰堤工

6 - 1 - 6 - 4 コンクリート堰堤本体工 11

6 - 1 - 6 - 5 コンクリート副堰堤工 11

6 - 1 - 6 - 6 コンクリート側壁工 11

6 - 1 - 6 - 8 水叩工 11

第7節 鋼製堰堤工

6 - 1 - 7 - 5 鋼製堰堤本体工 11

6 - 1 - 7 - 6 鋼製側壁工 11

6 - 1 - 7 - 7 コンクリート側壁工 11

6 - 1 - 7 - 9 水叩工 11

6 - 1 - 7 - 10 現場塗装工 11

第8節 護床工・根固め工

6 - 1 - 8 - 4 根固めブロック工 11

第2章 流路

第3節 流路護岸工

<u>6 - 2 - 3 - 4</u>	<u>基礎工（護岸）</u>	12
<u>6 - 2 - 3 - 5</u>	<u>コンクリート擁壁工</u>	12
第4節	床固め工	
<u>6 - 2 - 4 - 4</u>	床固め本体工	12
<u>6 - 2 - 4 - 5</u>	垂直壁工	12
<u>6 - 2 - 4 - 6</u>	側壁工	12
<u>6 - 2 - 4 - 7</u>	水叩工	12
<u>6 - 2 - 4 - 8</u>	魚道工	12
第5節	根固め・水制工	
<u>6 - 2 - 5 - 4</u>	根固めブロック工	12
第3章	斜面对策	
第3節	<u>法面工</u>	
<u>6 - 3 - 3 - 7</u>	<u>抑止アンカー工</u>	12
第4節	擁壁工	
<u>6 - 3 - 4 - 4</u>	<u>場所打擁壁工</u>	12
第8節	<u>抑止杭工</u>	
<u>6 - 3 - 8 - 3</u>	既製杭工	12
<u>6 - 3 - 8 - 4</u>	場所打杭工	12
<u>6 - 3 - 8 - 5</u>	<u>シャフト工（深礎工）</u>	12
<u>6 - 3 - 8 - 6</u>	合成杭工	12
第8編	道路編	
第1章	道路改良	
第5節	擁壁工	
<u>8 - 1 - 5 - 5</u>	<u>場所打擁壁工</u>	13
第7節	カルバート工	
<u>8 - 1 - 7 - 6</u>	<u>場所打函渠工</u>	13
第2章	舗装	
第3節	舗装工	
<u>8 - 2 - 3 - 4</u>	橋面防水工	13
<u>8 - 2 - 3 - 5</u>	アスファルト舗装工	13
<u>8 - 2 - 3 - 6</u>	半たわみ性舗装工	13
<u>8 - 2 - 3 - 7</u>	排水性舗装工	13
<u>8 - 2 - 3 - 8</u>	<u>透水性舗装工</u>	13

<u>8</u> - 2 - 3 - <u>9</u>	グースアスファルト舗装工	13
<u>8</u> - 2 - 3 - <u>10</u>	コンクリート舗装工	13
<u>8</u> - 2 - 3 - <u>12</u>	ブロック舗装工	13
第3章 橋梁下部		
第4節 橋台工		
<u>8</u> - 3 - 4 - 8	橋台躯体工	13
第5節 R C 橋脚工		
<u>8</u> - 3 - 5 - 9	<u>橋脚</u> 躯体工	13
第4章 鋼橋上部		
第3節 工場製作工		
<u>8</u> - 4 - 3 - 3	桁製作工	14
<u>8</u> - 4 - 3 - 10	横断歩道橋製作工	14
第5節 橋梁現場塗装工		
<u>8</u> - 4 - 5 - 3	現場塗装工	14
第6節 床版工		
<u>8</u> - 4 - 6 - 2	床版工	14
第5章 コンクリート橋上部		
第3節 工場製作工		
<u>8</u> - 5 - 3 - 2	プレビーム用桁製作工	14
第4節 <u>PC 橋工</u>		
<u>8</u> - 5 - 4 - 3	<u>ポストテンション桁</u> 製作工	14
<u>8</u> - 5 - 4 - 5	プレキャスト <u>セグメント主</u> 桁組立工	14
<u>8</u> - 5 - 4 - 9	床版・横組工	15
第5節 <u>プレビーム桁橋工</u>		
<u>8</u> - <u>5</u> - <u>5</u> - <u>2</u>	プレビーム桁製作工 (<u>現場</u>)	15
第6節 <u>PC ホロースラブ橋工</u>		
<u>8</u> - 5 - <u>6</u> - <u>4</u>	P C ホロースラブ製作工	15
第7節 <u>R C ホロースラブ橋工</u>		
<u>8</u> - 5 - <u>7</u> - <u>4</u>	R C 場所打ホロースラブ製作工	15
第8節 <u>P C 版桁橋工</u>		
<u>8</u> - 5 - <u>8</u> - <u>2</u>	P C 版桁製作工	15
第9節 <u>P C 箱桁橋工</u>		
<u>8</u> - 5 - <u>9</u> - <u>4</u>	P C 箱桁製作工	15

第 10 節	<u>P C 片持箱桁橋工</u>	
<u>8 - 5 - 10 - 2</u>	P C 片持箱桁製作工	15
第 11 節	<u>P C 押出し箱桁橋工</u>	
<u>8 - 5 - 11 - 2</u>	P C 押出し箱桁製作工	15

第 6 章 トンネル (N A T M)

	トンネル全般	15
第 3 節	トンネル掘削工	
<u>8 - 6 - 3 - 2</u>	掘削工	15
第 4 節	支保工	
<u>8 - 6 - 4 - 3</u>	吹付工	15
<u>8 - 6 - 4 - 4</u>	ロックボルト工	16
第 5 節	覆工	
<u>8 - 6 - 5 - 3</u>	覆工コンクリート工	16
<u>8 - 6 - 5 - 4</u>	側壁コンクリート工	16
第 6 節	インバート工	
<u>8 - 6 - 6 - 4</u>	インバート本体工	16

第 8 章 コンクリートシェッド

第 3 節	プレキャストシェッド下部工	
<u>8 - 8 - 3 - 6</u>	受台工	16
第 4 節	プレキャストシェッド上部工	
<u>8 - 8 - 4 - 6</u>	横締め工	16
<u>8 - 8 - 4 - 7</u>	防水工	16
第 5 節	R C シェッド工	
<u>8 - 8 - 5 - 6</u>	躯体工	16

第 9 章 鋼製シェッド

第 4 節	鋼製シェッド下部工	
<u>8 - 9 - 4 - 6</u>	受台工	16
第 5 節	鋼製シェッド上部工	
<u>8 - 9 - 5 - 4</u>	現場継手工	16
<u>8 - 9 - 5 - 5</u>	現場塗装工	16
<u>8 - 9 - 5 - 7</u>	防水工	16

第 1 3 章 電線共同溝

第5節	電線共同溝工	
8 - 13—5 - 4	現場打ボックス工（ <u>特殊部</u> ）	17
第15章	道路維持	
第4節	舗装工	
8 - 15—4 - 7	路上再生工	17
8 - 15—4 - 10	アスファルト舗装補修工	17
第20節	植栽維持工	
8 - 15—20 - 3	樹木・芝生管理工	17
第17章	道路修繕	
第4節	舗装工	
8 - 17—4 - 4	舗装打換え工	17
8 - 17—4 - 6	オーバーレイ工	17
第17節	橋梁床版工	
8 - 17—17 - 1	一般事項	17
第9編	公園緑地編	
第1章	総則	
第4節	敷地造成工	
9 - 1 - 4 - 4	掘削工	18
9 - 1 - 4 - 5	盛土工	18
9 - 1 - 4 - 6	路床盛土工	18
9 - 1 - 4 - 9	路床安定処理工	18
第7節	公園カルバート工	
9 - 1 - 7 - 4	<u>場所打函渠工</u>	18

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 節 総則

1-1-1-19 : 工事完成図（出来形測量）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
工 事 完 成 時	1-1-1-19	・測量結果	・測量結果を工事出来形図と対比して現地で確認する。 必須測定項目：横断（幅、高さ） 用地境界 任意測定項目：測量標（仮 BM、基準点） 工事用多角点、中心線等	段階確認書	確認	一般:10%(延長 200m以下の場合 は 2 箇所) 重点:30%	

1-1-1-37 : 工事測量

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
工 事 着 手 前	1-1-1-37	・測量結果	・測量結果を測量成果品と対比して現地で確認する。 必須測定項目：測量標（仮 B M ） 任意測定項目：測量標（基準点） 工事用多角点の設置、	段階確認書	確認	1 回/1 工事	

第 2 章 土工

第 3 節 河川土工・海岸土工・砂防土工

1-2-3-2 : 掘削工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
土（岩）の 変 化 し た 時	1-2-3-2	・土（岩）質 変化位置	・土及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認する。	段階確認書	確認	1 回/土（岩）質の変化毎	

1-2-3-3 : 盛土工（河川、海岸、砂防）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
敷均し、転 圧時	1-2-3-3	使用材料、敷 均し、締固め 状況	・土の敷ならし及び締固めについて、使用材料、敷均し厚さ・方向、施工機種について把握する。		把握	一般：1 回/1 工事 重点：2 ～ 3 回/1 工事	

第 4 節 道路土工

1-2-4-2 : 掘削工

1 - 2 - 3 - 2 と同じ

1-2-4-3 : 路体盛土工（道路土工）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
敷均し、転圧時	1-2-4-3	・使用材料、敷均し、締固め状況	・土の敷ならし及び締固めについて、敷均し厚・方向、施工機種について把握する。		把握	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工事	

1-2-4-4 : 路床盛土工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
敷均し、転圧時	1-2-4-4	使用材料、敷均し、締固め状況	土の敷ならし及び締固めについて、敷ならし厚・方向、施工機種について把握する。		把握	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工事	
プルフローリング実施時		・プルフローリング実施状況	・路床盛土仕上後、路床全体にわたっての、プルフローリング実施時のたわみについて状況を確認する。	段階確認書	確認	1回/1工事	

第3章 無筋、鉄筋コンクリート

第7節 鉄筋工

1-3-7-4 : 組立て

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
鉄筋組立て完了時	1-3-7-4	・使用材料、設計図書との	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。	段階確認書	確認	各構造物の鉄筋組立て完了時確認頻度毎に1回	
			・鉄筋の本数を管理資料で確認する。	段階確認書	確認	各構造物の鉄筋組立て完了時確認頻度毎に1本	
			・鉄筋の径、長さを部材の種類毎に現地で測定して確認する。	段階確認書	確認	各構造物の鉄筋組立て完了時確認頻度毎に 一般：1箇所 重点：2箇所	
			・鉄筋のかぶりを保ち、本体コンクリートと同等以上の品質を有するスペーサーを使用しているか側面、底面毎に確認する。	段階確認書	確認	各構造物の鉄筋組立て完了時確認頻度毎に1回	
			・継手の位置を現地で目視して確認する。	段階確認書	確認	各構造物の鉄筋組立て完了時確認頻度毎に1回	
			・鉄筋の固定方法がコンクリートの打込みに際し、変形・移動の恐れがないか現地で目視して確認する。	段階確認書	確認	各構造物の鉄筋組立て完了時確認頻度毎に1回	
			・継ぎ手の長さが設計書どおりであるか加工形状毎に現地で測定して確認する。	段階確認書	確認	各構造物の鉄筋組立て完了時確認頻度毎に 一般：1箇所 重点：2箇所	
			・鉄筋の間隔が許容誤差範囲であるか加工形状毎に2mの範囲を現地で測定して確認する。	段階確認書	確認	1径間当り3断面（両端及び中央） その他端面変化毎	
			・床版工において、鉄筋の有効高さが許容誤差範囲であるか現地で測定して確認する。	段階確認書	確認	品質管理点数のうち 一般：30% 重点：60%	
			・ガス圧接において、超音波探傷検査により規格値以内か現地で試験して確認する。	段階確認書	確認		

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第3節 共通的工種

3-2-3-1 一般事項（道路改良）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
施工時	3-2-3-1	幅 W_1 幅 W_2 幅 W_3	・ 監督員は幅が規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	一般:10%（延長 200m以下の場合は 2箇所） 重点:30%	

3-2-3-1 一般事項（護岸工・流路工）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
施工時	3-2-3-1	幅 W_1 幅 W_2	・ 監督員は幅が規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	一般:10%（延長 200m以下の場合は 2箇所） 重点:30%	

3-2-3-3 作業土工（床掘り、埋戻し）（重要構造物）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
土（岩）質 の 変 化 し た 時	3-2-3-3	・ 土（岩）質 変化位置	・ 監督員は土及び岩の契約分類毎に地質境界を確認する。	段階確認書	確認	1回/土（岩）質 の変化毎	
床 掘 掘 削 完了時		・ 支持地盤 （直接基礎）	・ 監督員は床掘完了時に、掘削深さ（基準高）を測量し、支持地盤の適否を柱状図等の設計図書と照合して確認する。また、必要に応じて平板載荷試験等（試験費用は別途計上）の試験結果で確認する。	段階確認書	確認	1回/1 構造物	
埋戻し前 （本マニュアル 未掲載の 構造物に 適用）		・ 設計図書と 対比（不可視 部分の出来 形）	・ 構造物の不可視部分について、埋戻し前に設計図書（座標位置、基準高、寸法のうち監督員の指示する箇所）と現地で対比し規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	1回/1 構造物	

3-2-3-4 矢板工（鋼矢板） 仮設を除く

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
打込時	3-2-3-4	・ 使用材料、 長さ、溶接部 の適否	・ 材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・ 打設前に板長を測定し、打設長（根入れ長）を算出し設計根入れ長と比較する。 ・ 継手溶接部の適否について目視、浸透探傷試験(JIS Z 2343)、放射線透過試験(JIS Z 3104)又は超音波探傷試験(JIS Z 3060)により確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/150 枚 重点：1回/100 枚	溶接部の試験方法は特記仕様書に示された方法による。
打込完了時		基準高、変位	・ 基準高、変位が規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/150 枚 重点：1回/100 枚	

第4節 基礎工

3-2-4-3 : 基礎工（護岸）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
設置完了時	3-2-4-3	・設計図書との対比（不可視部分の出来形）	・不可視部分について埋戻し前に設計図書と現地で対比し規格値以内であるか確認する。 必須測定項目：基準高、幅、高さ、延長 任意測定項目：その他図面の寸法表示箇所	段階確認書	確認	1回/1工事	

3-2-4-4 : 既製杭工（既製コンクリート杭、鋼管杭、H 鋼杭）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
打込時	3-2-4-4	・使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・打設前に杭長を測定し、打設後、杭天端高、切断部の長さを測定し、杭長、打設長（根入れ長）を算出し設計根入れ長と比較し確認する。 ・継手溶接部の適否について目視、浸透探傷試験(JIS Z 2343)、放射線透過試験(JIS Z 3104)又は超音波探傷試験(JIS Z 3060)により確認する。 ・貫入状況、打ち止まり状況等から支持層を確認するとともに、支持力を算定し設計支持力と比較し確認する。 ・基準高、変位が規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本	溶接部の試験方法は特記仕様書に示された方法による。
打込完了時（打込杭）		・基準高、偏心量	・基準高、変位が規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本	ただし、1回/1構造物以上とする。
掘削完了（中掘杭）		・掘削長さ、杭の先端土質	・掘削土により地層・地質及び杭先端支持地盤を、ボーリング柱状図等と比較し確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本	ただし、1回/1構造物以上とする。
施工完了時（打込杭）		・基準高、偏心量	・基準高、偏心量が規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本	ただし、1回/1構造物以上とする。
杭頭処理完了時		・杭頭処理状況	・鋼管杭、H 鋼杭 鉄筋溶接の適否、杭頭切断の処理について施工状況を確認する。 ・コンクリート杭 杭を切断した場合の補強方法、中詰補強の配金等の杭頭処理状況を確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本	ただし、1回/1構造物以上とする。

3-2-4-5 : 場所打杭工（バース杭、オルシグ杭、アストリル杭、大口径杭）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
掘削完了時	3-2-4-5	・掘削、長さ 支持地盤	・杭の掘削完了時、掘削土により地層・地質及び杭先端支持地盤を、ボーリング柱状図等と比較し確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
鉄筋組立て完了時		・使用材料、 設計図書との 対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束状況）及びかぶりについて確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本 1-3-7-4 参照のこと	
コンクリート打設時		・品質規格、 運搬時間、打 設順序、天候 気温	・コンクリートの品質規格、運搬時間、打設順序、打設時の天候及び気温等について把握する。		把握	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
施工完了時		・基準高、偏 心量、杭径	・基準高、偏心量、杭径が規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
杭頭処理完了時		・杭頭処理状 況	・杭頭部コンクリートの品質及び仕上げの状況、帯鉄筋の径、本数、間隔及び定着長について確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本	

3-2-4-6 : 深礎工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
土（岩）質の変化した時	3-2-4-6	・土（岩）質 変化位置	・監督員は土及び岩の契約分類毎に、ボーリング柱状図等と比較し、地質境界線を確認する。	段階確認書	確認	1回/土（岩）質 の変化毎	ただし、1回/1構造物以上とする。
掘削完了時		・長さ、支持 地盤	・杭の掘削完了時、掘削土により地層・地質及び杭先端支持地盤を、ボーリング柱状図等と比較して確認する。 ・杭の長さを現地で確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/3本 重点：全数	
鉄筋組立て完了時		・使用材料、 設計図書との 対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長結束状況）及びかぶりについて現地で確認する。	段階確認書	確認	1回/1本 1-3-7-4 参照のこと	
施工完了時		・基準高、偏 心量、径	・基準高、偏心量、径が規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/3本 重点：全数	
グラウト注入時		・使用材料、 使用量	・注入量の配合及び記録計等により使用量を確認する。 ・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する	段階確認書	確認	一般：1回/3本 重点：全数	

第6節 一般舗装工

3-2-6-5 : アスファルト舗装

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
舗装前	3-2-6-5	・使用材料	・材料試験結果により材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用するか把握する。		把握	1回/1工事	
舗装時		・敷均し、締め固め状況、天候、気温、舗設温度等	・下層、上層路盤（粒調路盤） 路盤材料の品質及び仕様書に定められた敷き均し、締め固めが、行われているか把握する。 ・下層、上層路盤（セメント及び石炭安定処理） 使用材料の品質、1層の仕上がり厚さ、セメント及び石炭量、一軸圧縮試験結果等について把握する。 ・アスファルト安定処理、基層、表層 プライムコート、タックコートの施工状況、混合物の舗設温度、天候、敷均し、締め固め状況について把握する。		把握	一般：1回/1工事 重点：1回/3000 m ²	

3-2-6-6 : コンクリート舗装工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
舗装前	3-2-6-6	・使用材料	・材料試験結果により材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか把握する。		把握	1回/1工事	
舗設時		・敷均し、締め固め状況、天候、気温、舗設温度等	・下層、上層路盤（粒調路盤） 路盤材料の品質及び仕様書に定められた敷き均し、締め固めが、行われているか把握する。 ・下層、上層路盤（セメント及び石炭安定処理） 使用材料の品質、1層の仕上がり厚さ、セメント及び石炭量、一軸圧縮試験結果について把握する。 ・アスファルト安定処理、基層、表層 プライムコート、タックコートの施工状況、混合物の舗設温度、天候、敷均し、締め固め状況について把握する ・コンクリート舗装 目地金物、鉄網の設置及び敷均し、締め固め状況について把握する。		把握	一般：1回/1工事 重点：1回/3000 m ²	

第7節 地盤改良工

3-2-7-2 : 路床安定処理工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
処理完了時	3-2-7-2	・使用材料、基準高、幅、延長、施工厚	・幅、施工厚さ及び長さを確認する。 ・伝票などにより処理材料の使用量を確認し、設計数量と比較する。	段階確認書	確認	一般：1回/1構造物 重点：1回/120m	

3-2-7-3 : 置換工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
置換前	3-2-7-3	使用材料	・材料試験における土の突固め試験（道路の場合はC B R試験も）結果表により材料の確認を行う。	段階確認書	確認	1回/1工事	
施工時		使用材料	・使用材料は品質、形状、寸法、使用法を目視で確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/1構造物 重点：1回/120m	
施工後		幅、延長、置換厚さ、支持地盤	・厚さ、幅、延長及び地盤支持力を測量や目視、必要により平板載荷試験により確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/1構造物 重点：1回/120m	

3-2-7-4 : 表層安定処理工（表層混合処理） 3 - 2 - 7 - 2 に同じ

3-2-7-4 : 表層安定処理工（置換）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
掘削完了時	3-2-7-4	・使用材料、幅、延長、施工厚さ	・使用材料は品質、形状、寸法、使用法を目視で確認する。 ・幅、長さ、及び置換厚さについて規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/1工事 重点：1回/120m	

3-2-7-6 : サンドマット工 3 - 2 - 7 - 4（置換）に同じ

3-2-7-7 : バーチカルドレーン工（サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、ペーパードレーン）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
施工時	3-2-7-7	・使用材料、打込長さ	・使用材料は品質（特に粒度）及び長さについて確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/200本 重点：1回/100本	ただし、1回/1構造物以上とする。
施工完了時		・基準高、施工位置	・基準高、設置間隔が規格値以内であるか確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/200本 重点：1回/100本	ただし、1回/1構造物以上とする。

3-2-7-8 : 締固め改良工（サンドコンパクションパイル）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
施工時	3-2-7-8	・使用材料、打込長さ	・砂杭の施工管理記録により砂杭の打込長さを確認する。 ・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用し	段階確認書	確認	一般：1回/200本 重点：1回/100本	ただし、1回/1構造物以上とする。
施工完了時		・基準高、施工位置、杭径	・砂杭の基準高、設置間隔、杭径が規格値以内か確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/200本 重点：1回/100本	ただし、1回/1構造物以上とする。

3-2-7-9 : **固結工**（粒体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、**スラリー攪拌**、生石灰パイル）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
施工前	3-2-7-9	・使用材料	・攪拌及び注入する材料について、配合試験と一軸圧縮試験の結果により目標強度に達しているか確認する。	段階確認書	確認	1回/1工事	ただし、1回/1構造物以上とする。 ただし、1回/1構造物以上とする。
施工時		・深度	・施工管理記録により杭の打込長さを確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/200本 重点：1回/100本	
施工完了時		・基準高、施工位置、杭径	・杭の基準高、位置・間隔、杭径が規格値以内か確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/200本 重点：1回/100本	

3-2-7-9 : **固結工**（薬液注入）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
施工前	3-2-7-9	・使用材料	・攪拌及び注入する材料について、配合試験と一軸圧縮試験の結果により目標強度に達しているか確認する。	段階確認書	確認	1回/1工事	ただし、1回/1構造物以上とする。
施工時		・深度、注入量	注入量を確認するとともに、薬液の保管、注入作業管理、排水等の処理、周辺の地下水・地盤の状況の測定・監視をしながら施工しているかを確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/20本 重点：1回/10本	

第4編 河川編

第1章 築堤・護岸
法 線

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
法線設置完了時		・法線設置状況	・法線の位置・方向について設計図書と対比し現地で確認する。	段階確認書	確認	1回/1法線	

第3節 護岸基礎工

4-1-3-3 : **基礎工** 3 - 2 - 4 - 3に同じ。

第4節 矢板護岸工

4-1-4-4 : **矢板工** 3 - 2 - 3 - 4に同じ

第5節 法覆護岸工

4-1-5-1 : **一般事項**

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
覆土前	4-1-5-1	・設計図書との対比（不可視部分の出来形）	・不可視部分について、覆土前に設計図書と現地で対比し規格値以内か確認する。 必須測定項目：基準高、法長、延長 任意測定項目：その他図面の寸法表示箇所	段階確認書	確認	1回/1工事	

第6節 擁壁護岸工

4-1-6-3 : 場所打擁壁工 (重要構造物)

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
土(岩)質の変化した時	4-1-6-3	・土(岩)質 変化位置	・土及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認する。	段階確認書	確認	1回/土(岩)質の変化毎	
床掘掘削完了時		・支持地盤 (直接基礎)	・監督員は床掘完了時に、掘削深さ(基準高)を測量し、支持地盤の適否を柱状図等の設計図書と照合して確認する。また、必要に応じて平板載荷試験(試験費用は別途計上)の試験結果で確認する。	段階確認書	確認	1回/1構造物	
鉄筋組立て完了時		・使用材料、 設計図書との 対比	・材料確認(品質・規格)を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法(継手長結束状況)及びかぶりについて現地で確認する。	段階確認書	確認	1回/1口 1-3-7-4 参照のこと	
コンクリート打設時		・品質規格、 運搬時間、打 設順序、天 候、気温	・品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握する。		把握	一般:1回/1構造物 重要:1回/1口	
躯体完了時		・設計図書との 対比	・管理資料を設計図書と対比し規格値以内か確認する。 必須測定項目:座標位置、基準高、フチング厚さ・幅、 天端幅、高さ、延長 任意測定項目:その他図面の寸法表示箇所	段階確認書	確認	1回/1構造物	

第7節 根固め工

4-1-7-3 : 根固めブロック工 3-2-4-3に同じ【必須測定項目:基準高、厚さ、幅、延長】

第3章 樋門・樋管

第3節 樋門・樋管本体工

4-3-3-6 : 函渠工 4-1-6-3に同じ【必須測定項目:基準高、延長、内空幅、内空高
任意測定項目:厚さ(t₁~t₈)、幅(w₁、w₂)、その他図面の寸法表示箇所】

4-3-3-7 : 翼壁工 4-1-6-3に同じ【必須測定項目:基準高、厚さ、幅、高さ、延長
任意測定項目:その他図面の寸法表示箇所】

第5節 水路工

4-3-5-5 : 暗渠工 3-2-4-3に同じ【必須測定項目:基準高、延長
任意測定項目:幅(w₁、w₂)、深さ】

第4章 水門

第8節 橋梁現場塗装工

4-4-8-2 : 現場塗装工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
清掃・錆落とし施工時	4-4-8-2	・清掃・錆落とし状況	・清掃、錆落とし状況を把握する。		把握	1回/1工事	
施工時		・使用材料、 天候、気温	・塗料缶の数量及び製造年月日(有効期限)、天候と気温が施工に適しているか把握する。		把握	1回/1工事	

第5章 堰
第4節 可動堰本体工
4-5-4-8 : 床版工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
鉄筋組み立て完了時 コンクリート打設時	4-5-4-8	・使用材料、設計図書との対比 ・品質規格、運搬時間、打設順序、天候気温	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているかを確認する。 ・品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握する。	段階確認書	確認 把握	一般：30%/1構造物 重点：60%/1構造物 一般：1回/1構造物 重点：1回/1構造物	

4-5-4-9 : 堰柱工
4-5-4-10 : 門柱工
4-5-4-11 : ゲート操作台工
4-5-4-12 : 水叩工
4-5-4-13 : 閘門工
4-5-4-14 : 土砂吐工

第5節 固定堰本体工
4-5-5-8 : 堰本体工
4-5-5-9 : 水叩工
4-5-5-10 : 土砂吐工

4 - 1 - 6 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、高さ、延長
任意測定項目：その他図面の寸法表示箇所】

第6節 魚道工
4-5-6-3 : 魚道本体工

4 - 1 - 6 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、厚さ（ t_1 、 t_2 ）幅、高さ（ h_1 、 h_2 ）延長
任意測定項目：その他図面の寸法表示箇所】

第7章 床止め・床固め
第3節 床止め工
4-7-3-6 : 本体工（床固め本体工）

4 - 1 - 6 - 3に同じ【必須測定項目：基準高（天端・水通し・堤底）天端幅、堤幅、堤長、
水通し幅
任意測定項目：その他基準高、図面の寸法表示箇所】

第5編 河川海岸編

第1章 堤防・護岸
第3節 護岸基礎工

5-1-3-4 : 捨石工

3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、天端幅、天端延長
任意測定項目：法長】

5-1-3-5 : 場所打コンクリート工

3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、幅、高さ、延長】

5-1-3-6 : 海岸コンクリートブロック工

3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、ブロック厚、ブロック縦・横幅、延長】

5-1-3-8 : 基礎工

3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、幅、高さ、延長】

第4節 護岸工
5-1-4-3 : 石積(張)工

3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、延長
任意測定項目：法長、厚さ（ブロック・裏込）】

5-1-4-4 : 海岸コンクリートブロック工

3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、延長 任意測定項目：法長、厚さ】

第5節 擁壁工
5-1-5-3 : 場所打擁壁工

4 - 1 - 6 - 3に同じ

第7節 波返工
5-1-7-3 : 波返工

4 - 1 - 6 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、幅（ w_1 、 w_2 ）高さ（ h_1 、 h_2 、 h_3 ）延長】

第8節 裏法被覆工

- 5-1-8-2 : 石積(張)工 3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、法長、延長
任意測定項目：厚さ(ブロック、裏込)】
- 5-1-8-3 : コンクリートブロック工 3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、法長、延長
任意測定項目：厚さ(ブロック、裏込)】

第2章 突堤・人工岬

第5節 根固め工

- 5-2-5-2 : 捨石工 3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、天端幅、天端延長
任意測定項目：法長】
- 5-2-5-3 : 根固めブロック工 3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、厚さ、幅 任意測定項目：延長】

第6節 消波工

- 5-2-6-2 : 捨石工 3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、天端幅、天端延長
任意測定項目：法長】
- 5-2-6-3 : 消波ブロック工 3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、厚さ、幅 任意測定項目：延長】

第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)

第3節 海域堤基礎工

- 5-3-3-3 : 捨石工 3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、天端幅、天端延長
任意測定項目：法長】

第4節 海域堤本体工

- 5-3-4-2 : 捨石工 3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、天端幅、天端延長
任意測定項目：法長】
- 5-3-4-3 : 海岸コンクリートブロック工 3 - 2 - 4 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、天端幅、天端延長】

第6編 砂防編

第1章 砂防堰堤

法 線

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
法線設置完了時		・法線設置状況	・法線及びダム軸の位置・方向について設計図書と対比し現地で確認する。	段階確認書	確認	1回/1法線	

第3節 工場製作工

- 6-1-3-5 : 工場塗装工 4 - 4 - 8 - 2に同じ

第6節 コンクリート堰堤工

- 6-1-6-4 : コンクリート堰堤本体工 4 - 1 - 6 - 3に同じ【必須測定項目：基準高(天端・水通し・堤底)、天端幅、堤幅、水通し幅、堤長
任意測定項目：その他基準高、図面の寸法表示箇所】
- 6-1-6-5 : コンクリート副堰堤工 6 - 1 - 6 - 4に同じ
- 6-1-6-6 : コンクリート側壁工 4 - 1 - 6 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、幅(w_1, w_2)、長さ
任意測定項目：その他図面の寸法表示箇所】
- 6-1-6-8 : 水叩工 4 - 1 - 6 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、幅 任意測定項目：厚さ、延長】

第7節 鋼製堰堤工

- 6-1-7-5 : 鋼製堰堤本体工(コンクリートに関する部分) 6 - 1 - 6 - 4に同じ
- 6-1-7-6 : 鋼製側壁工(コンクリートに関する部分) 6 - 1 - 6 - 6に同じ
- 6-1-7-7 : コンクリート側壁工 6 - 1 - 6 - 6に同じ
- 6-1-7-9 : 水叩工 6 - 1 - 6 - 8に同じ
- 6-1-7-10 : 現場塗装工 4 - 4 - 8 - 2に同じ

第8節 護床工・根固め工

- 6-1-8-4 : 根固めブロック工 4 - 1 - 7 - 3に同じ

第2章 流路

第3節 流路護岸工

6-2-3-4 : 基礎工（護岸） 3 - 2 - 4 - 3に同じ
6-2-3-5 : コンクリート擁壁工 4 - 1 - 6 - 3に同じ

第4節 床固め工

6-2-4-4 : 床固め本体工 6 - 1 - 6 - 4に同じ
6-2-4-5 : 垂直壁工 6 - 1 - 6 - 4に同じ
6-2-4-6 : 側壁工 6 - 1 - 6 - 6に同じ
6-2-4-7 : 水叩工 6 - 1 - 6 - 8に同じ
6-2-4-8 : 魚道工 4 - 5 - 6 - 3に同じ

第5節 根固め・水制工

6-2-5-4 : 根固めブロック工 4 - 1 - 7 - 3に同じ

第3章 斜面对策

第3節 法面工

6-3-3-7 : 抑止アンカー工（グランドアンカー）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
削孔時	6-3-3-7	・土（岩）質 変化位置、定 着岩質等の 確認	・土及び岩の変化位置を、ボーリング柱状図等と比較して定着長を確認する。	段階確認書	確認	1回/土（岩）質の変化毎	
削孔完了時		・長さ、支持 地盤	・孔の掘削完了時、削孔径、長さを現地で確認する。 ・削孔の角度、位置について確認する。	段階確認書	確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本	ただし、1回/1構造物以上とする。
緊張時		・グラウトの 強度 ・緊張力、定 着力、	・供試体によりグラウトが所定の強度に達しているか把握する。 緊張時の施工状況を確認する。 計画最大試験荷重に対する強度、荷重—変位量特性との整合性を確認する。 定着荷重、定着方法を確認する。 支圧版、台座の強度を確認する。 緊張装置は、キャリブレーションを行っているか確認する。	段階確認書	把握 確認	一般：1回/10本 重点：1回/5本 一般：1回/10本 重点：1回/5本	ただし、1回/1構造物以上とする。 ただし、1回/1構造物以上とする。

第4節 擁壁工

6-3-4-4 : 場所打擁壁工 4 - 1 - 6 - 3に同じ

第8節

抑止杭工

6-3-8-3 : 既製杭工 3 - 2 - 4 - 4に同じ

6-3-8-4 : 場所打杭工 3 - 2 - 4 - 5に同じ

6-3-8-5 : シャフト（深礎工） 3 - 2 - 4 - 6に同じ

6-3-8-6 : 合成杭工 3 - 2 - 4 - 4に同じ

第8編 道路編

第1章 道路改良

第5節 擁壁工

8-1-5-5 : 場所打擁壁工 4 - 1 - 6 - 3に同じ

第7節 カルバート工

8-1-7-6 : 場所打函渠工 4 - 1 - 6 - 3に同じ【必須測定項目：基準高、厚さ（ $t_1 \sim t_4$ ） 幅（内法） 高さ h、延長
任意測定項目：その他図面の寸法表示箇所】

第2章 舗装

第3節 舗装工

8-2-3-4 : 橋面防水工
8-2-3-5 : アスファルト舗装工
8-2-3-6 : 半たわみ性舗装工
8-2-3-7 : 排水性舗装工
8-2-3-8 : 透水性舗装工
8-2-3-9 : ゲースアスファルト舗装工
3 - 2 - 6 - 5に同じ

8-2-3-10 : コンクリート舗装工 3 - 2 - 6 - 6に同じ

8-2-3-12 : ブロック舗装工 3 - 2 - 6 - 5に同じ

第3章 橋梁下部

第4節 橋台工

8-3-4-8 : 橋台躯体工

施工段階	仕様書 との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
土（岩） 質の変化 した時	8-3-4-8	・土（岩）質 変化位置	・土及び岩の契約分類毎に地質境界線を確認する。	段階確認書	確認	1回/土（岩） 質の変化毎	
床掘掘削 完了時		・支持地盤 （直接基礎）	・監督員は床掘完了時に、掘削深さ（基準高）を測量し、支持地盤の適否を柱状図等の設計図書と照合して確認する。また、必要に応じて平板載荷試験（試験費用は別途計上）の試験結果で確認する。	段階確認書	確認	1回/1構造物	
鉄筋組立 て完了時		・使用材料、 設計図書との 対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継手方法（継手長 結束状況）及びかぶりについて現地で確認する。	段階確認書	確認	1回/1㍑ 1-3-7-4参照のこと	
コンクリート打 設時		・品質規格、 運搬時間、打 設順序、天 候、気温	・品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温等 について把握する。		把握	一般：1回/1構造物 重点：1回/1㍑	
躯体完了 時		・設計図書との 対比	設計図書と現地で対比し規格値以内か確認する。 必須測定項目：躯体座標位置、橋座基準高、橋壁 間距離、天端幅、敷幅、高さ、天 端長、敷長、フーチング厚さ 任意測定項目：中心線変位、翼壁厚さ、翼壁長さ その他図面の寸法表示箇所	段階確認書	確認	1回/1構造物	
沓座の位置 決定時		・沓座の位置	・前後の下部工沓座との相互関係及び沓座の高さ等 について確認する。	段階確認書	確認	1回/1構造物	

第5節 R C 橋脚工

8-3-5-9 : 橋脚躯体工 8 - 3 - 4 - 8に同じ【必須測定項目：躯体座標位置、天端基準高、フーチング厚さ、天端幅、
敷幅、高さ、天端長、敷長、橋脚中心間距離
任意測定項目：中心線の変位、その他図面の寸法表示箇所】

第4章 鋼橋上部

第3節 工場製作工

8-4-3-3 : 桁製作工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
仮組立完了時（仮組立てが省略となる場合は除く）	8-4-3-3	仮組立精度	仮組立精度について、現地で確認する。 必須測定項目：全長、支間長、主構の組立高さ 任意測定項目：（主桁、主構）の中心間距離・通り・そり・橋端における出入差・鉛直度、現場継手部の隙間	段階確認書	確認	1回/1構造物	

8-4-3-10 : 横断歩道橋製作工 8 - 4 - 3 - 3 に同じ

第5節 橋梁現場塗装工

8-4-5-3 : 現場塗装工

4 - 4 - 8 - 2 に同じ

第6節 床版工

8-4-6-2 : 床版工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
鉄筋組み立て完了時	8-4-6-2	・使用材料、設計図書との対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているかを確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、有効高さ、間隔、継手方法（継手長結束状況）かぶり及び床版厚について現地で確認する。	段階確認書	確認	1回/1構造物 1-3-7-4 参照のこと	
コンクリート打設時		・品質規格、運搬時間、打設順序、天候気温	・品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温等について把握する。		把握	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ポイント	

第4章 コンクリート橋上部

第3節 工場製作工

8-5-3-2 : プレベーム用桁製作工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
プレストレス導入時、横締め作業時	8-5-3-2	・設計図書との対比	・プレストレス導入時に設計図書と対比し、作業状況を確認する ・緊張管理計画書 引張装置のキャリブレーション結果 P C 鋼材のプレストレスの管理に用いる摩擦係数 P C 鋼材の見かけのヤング係数	段階確認書	確認	一般：5 %程度 / 総ケーブル数 重点：10 %程度 / 総ケーブル数	
プレストレス導入時、縦締め作業時		・設計図書との対比	・プレストレス導入時に設計図書と対比し、作業状況を確認する ・緊張管理計画書 引張装置のキャリブレーション結果 P C 鋼材のプレストレスの管理に用いる摩擦係数	段階確認書	確認	一般：10 % / 総ケーブル数 重点：20 %程度 / 総ケーブル数	
PC 鋼線鉄筋組立完了時（工場製作を除く）		・使用材料、設計図書との対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、間隔、継ぎ手方法（継ぎ手長結束状況）及びかぶりについて現地で確認する。	段階確認書	確認	1回/1構造物 1-3-7-4 参照のこと	

第4節 PC橋工

8-5-4-3 : ポストテンション桁製作工

8 - 5 - 3 - 2 に同じ

8-5-4-5 : プレキャストセグメント主桁組立工

8 - 5 - 3 - 2 に同じ

第4節 床版・横組工

8-5-4-9 : 床版・横組工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
コンクリート打設時	8-5-4-9	・品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	・品質規格、運搬時間、打設順序、天候及び気温について把握する。	段階確認書	把握	一般：1回/1構造物 重要：1回/10t	
プレストレスト導入時、横締作業時		・設計図書との対比	・プレストレスト導入時に設計図書と対比し、作業状況を確認する ・緊張管理計画書 引張装置のキャリブレーション結果 P C鋼材のプレストレストの管理に用いる摩擦係数		確認	一般：5%程度 /総ケーブル数 重点：10%程度 /総ケーブル数	
プレストレスト導入時、縦締め作業時		・設計図書との対比	・プレストレスト導入時に設計図書と対比し、作業状況を確認する ・緊張管理計画書 引張装置のキャリブレーション結果 P C鋼材のプレストレストの管理に用いる摩擦係数 P C鋼材の見かけのヤング係数 ・プレストレスト時のコンクリートの圧縮強度、緊張力		確認	一般：10%程度 /総ケーブル数 重点：20%程度 /総ケーブル数	
PC 鋼線・鉄筋組立完了時（工場製作を除く）		・使用材料、設計図書との対比	・材料確認（品質・規格）を受けた材料を適切に使用しているか確認する。 ・鉄筋の径、長さ、本数、有効高さ、間隔、継手方法（継手長結束状況）かぶり及び床版厚について現地で確認する。		確認	1回/1構造物 1-3-7-4 参照のこと	

第5節 プレベーム桁橋工 8-5-5-2 : プレベーム桁製作工（現場）

第6節 PCホロースラブ橋工 8-5-6-4 : PCホロースラブ製作工

第7節 RCホロースラブ橋工 8-5-7-4 : RC場所打ホロースラブ製作工

第8節 PC版桁橋工 8-5-8-2 : PC版桁製作工

第9節 PC箱桁橋工 8-5-9-4 : PC箱桁製作工

第10節 PC片持箱桁橋工 8-5-10-2 : PC片持箱桁製作工

第11節 PC押出し箱桁橋工 8-5-11-2 : PC押出し箱桁製作工

8 - 5 - 3 - 2 に同じ

第6章 トンネル（NATM）

トンネル全般

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
		・施工状況	・監督職員は、設計図書及び施工計画書と現地を対比し、掘削方法、支保工施工方法（吹付、ロックボルト、鋼製支保工）覆工、インバート工の全般について施工状況を把握する。		把握	1回/支保工変更毎	

第3節 トンネル掘削工

8-6-3-2 : 掘削工 1 - 2 - 3 - 2 に同じ

第4節 支保工

8-6-4-3 : 吹付工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
支保工完了時（支保工変更時）	8-6-4-3	・吹き付けコンクリート厚	・金属の重ね合わせ寸法、吹き付けコンクリートの厚さが規格値以内か確認する。	段階確認書	確認	1回/支保工変更毎	

8-6-4-4 : ロックボルト工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
支保工完了時（支保工変更時）	8-6-4-4	・ロックボルト打ち込み本数及び長さ	・ロックボルト打ち込み本数及び長さを確認する。	段階確認書	確認	1回 / 支保工変更毎	

第5節 覆 工

8-6-5-3 : 覆工コンクリート工

8-6-5-4 : 側壁コンクリート工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
施工時（構造の変化時）	8-6-5-3 ～ 4	設計図書との対比	・設計図書と現地で対比し規格値以内か確認する。 必須測定項目：基準高（拱頂） 幅（全幅） 高さ（内法）厚さ（トンネル中心線、S.L上） 任意測定項目：その他厚さ、図面の寸法表示箇所	段階確認書	確認	1回 / 構造の変化毎	

第6節 インバート工

8-6-6-4 : インバート本体工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
鉄筋組立て完了時	8-6-6-4	・設計図書との対比	・鉄筋組立完了時に継ぎ手構造、ピッチ、かぶり及び品質について現地で設計図書と対比し確認する。	段階確認書	確認	1回 / 構造の変化毎 1-3-7-4参照のこと	

第8章 コンクリートシェッド

第3節 プレキャストシェッド下部工

8-8-3-6 : 受台工 4 - 1 - 6 - 3 に同じ

第4節 プレキャストシェッド上部工

8-8-4-6 : 横締め工 8 - 5 - 4 - 9 に同じ

8-8-4-7 : 防水工 3 - 2 - 6 - 5 に同じ

第5節 RCシェッド工

8-8-5-6 : 躯体工 4 - 1 - 6 - 3 に同じ

第9章 鋼製シェッド

第4節 鋼製シェッド下部工

8-9-4-6 : 受台工 4 - 1 - 6 - 3 に同じ

第5節 鋼製シェッド上部工

8-9-5-4 : 現場継手工

8-9-5-5 : 現場塗装工 4 - 4 - 8 - 2 に同じ

8-9-5-7 : 防水工 3 - 2 - 6 - 5 に同じ

第 13 章 電線共同溝

第 5 節 電線共同溝工

8-13-5-4 : 現場打ボックス工 (特殊部) 4 - 1 - 6 - 3 に同じ 【必須測定項目：基準高、内空幅、内空高、ブロック長
任意測定項目：厚さ、その他図面の寸法表示箇所】

第 15 章 道路維持

第 4 節 舗装工

8-15-4-7 : 路上再生工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
舗装時	8-15-4-7	・使用材料、敷均し、締固め状況、天候、気温、舗装温度等	・使用材料は品質、形状、寸法、使用方法を目視で把握する。 ・セメント及びアスファルト乳剤の使用状況を把握する。 ・一層の仕上り厚、並びに仕様書に定められた機械で施工しているか把握する。 ・一軸圧縮強度、締固め密度を把握する。		把握	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 3000m ²	

8-15-4-7 : 路上再生工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
舗装時	8-15-4-7	・使用材料、敷均し、締固め状況、天候、気温、舗装温度等	・既設表層混合物の品質により、添加材料の使用量等、混合物の配合を把握する。 ・舗装時には、第 3 編 2 - 6 - 5 アスファルト舗装工による。		把握	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 3000m ²	

8-15-4-10 : アスファルト舗装補修工 3 - 2 - 6 - 5 に同じ

第 20 節 植栽維持工

8-15-20-3 : 樹木・芝生管理工

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
施工時	8-15-20-3	・使用材料、施工状況	・肥料の種類、施肥の方法について把握する。		把握	1 回 / 1 工事	

第 17 章 道路修繕

第 4 節 舗装工

8-17-4-4 : 舗装打換え工

8-17-4-6 : オーバーレイ工 3 - 2 - 6 - 5 に同じ

第 17 節 橋梁床版工

8-17-17-1 : 一般事項 橋梁耐震補強（アンカ・ボルト）

施工段階	仕様書との関係	内 容		提出書類	監 督		備 考
		項 目	留 意 事 項		方法	頻 度	
施工前	8-17-17-1	・ 既設構造物の配筋状況	・ 監督員は鉄筋探査器等により調査した配筋状況報告を確認する。	段階確認書	確認	1 回 / 1 構造物	
削孔後		・ 削孔長	・ 監督員は削孔毎に定規により削孔長を確認する。	段階確認書	確認	一般:30% 重点:60%	
定着後		・ 定着長	・ 監督員は削孔毎に超音波探傷器により定着長を確認する。	段階確認書	確認	一般:30% 重点:60%	

第 9 編 公園緑地編

第 1 章 総則

第 4 節 敷地造成工

9-1-4-4 : 掘削工 1 - 2 - 3 - 2 に同じ

9-1-4-5 : 盛土工 1 - 2 - 3 - 3 に同じ

9-1-4-6 : 路床盛土工 1 - 2 - 4 - 4 に同じ

9-1-4-9 : 路床安定処理工 3 - 2 - 7—2 に同じ

第 7 節 公園カルバート工

9-1-7-4 : 場所打函渠工 4 - 3 - 3 - 6 に同じ